

## 消費者団体訴訟制度に係る論点整理

## - 差止請求の対象 -

## 1．差止請求の対象とすべき実体法の規定

- ( 1 ) 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ( 2 ) 不当な契約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ( 3 ) 不当な勧誘行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ( 4 ) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 2．具体的に差止請求の対象とすべき行為等

- ( 1 ) 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ( 2 ) 差止めを認めるべき具体的ケース・・・・・・・・ 19
- ( 3 ) 差止めを認めるべき相手方・・・・・・・・・・ 25
- ( 4 ) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 1. 差止請求の対象とすべき実体法の規定

### (1) 基本的考え方

本検討委員会において検討の対象となる実体法は、消費者契約法が基本となる。(参考1)

消費者契約法は、大きく分けて

ア. 不当な契約条項に対する規律

イ. 事業者の不当な勧誘行為に対する規律

によって構成されている。(参考2)

(参考1)「消費者団体訴訟制度の骨格について」(抄)

## 第2 消費者団体訴訟制度構築の方向性

### 2. 差止めの対象とすべき事業者の行為

#### (1) 基本的考え方

消費者契約法は、消費者利益を擁護するために、消費者契約全般に広く適用される一般的な民事ルールとしての性格を有するものであり、本制度の対象となる実体法については、消費者契約法を基本とする。

(参考2)

# 消費者契約法の概要

## [基本的性格]

消費者の利益を擁護するために、民商法の特別法として制定  
あらゆる取引分野の消費者契約に幅広く適用される民事ルール

### 不当な契約条項 無効

事業者の損害賠償の責任を免除する条項(8条)

消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項(9条)

信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

### 不当な勧誘行為 取消

消費者を誤認させるような勧誘  
(4条1・2項)

- ・不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・不利益事実の不告知

消費者を困惑させるような勧誘  
(4条3項)

- ・不退去
- ・監禁

## ( 2 ) 不当な契約条項

消費者契約法の規定の中で不当な契約条項を対象としているものは、以下のとおりであり、これらの規定に該当する契約条項は差止めの対象とすべきと考えられる。(参考3、4、5)

第8条(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第9条(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第10条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

(参考3) 消費者契約法第8条から第10条によって無効とされる可能性のある  
具体的な契約条項の例

第8条第1項第1号、第3号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない。

事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない。

第8条第1項第2号、第4号によって無効とされる可能性のある契約条項の例  
(事業者が故意又は重大な過失があった場合)

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は 円を限度とする。

第8条第1項第5号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

事業者は、商品に隠れた瑕疵があっても、一切損害賠償、交換、修理をいたしません。

第9条第1号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けま  
す。(結婚式場等の契約の例)

実際に使用される日から1年以上前の場合 契約金額の80%

第9条第2号によって無効とされる可能性のある契約条項の例

毎月の家賃(70,000円)は、当月20日までに支払うものとする。前記期限  
を過ぎた場合には1ヶ月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うもの  
とする。

第10条によって無効とされる可能性のある契約条項の例

- ・消費者からの解除・解約の権利を制限する条項
- ・事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項
- ・消費者の一定の作為又は不作為により、消費者の意思表示がなされたもの  
又はなされなかったものとみなす条項
- ・事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を過重する条項

## (参考4) 不当な契約条項に関する相談事例

(事例：20代男性)

中古車販売店へ出向き、約200万円の中古車の自動車注文書にサインした。翌日、解約を申し出たら、約款を根拠に車両代金の15%の30万円という高額な違約金を請求された。契約前に販売員から「早い時期でのキャンセル料は不要だが、車の点検や整備の作業を行った後はかかった費用を請求する」と説明されていた。オートローン契約書や自動車保管場所証明書等をまだ提出していない翌日の段階で、キャンセル料を請求されるのは不合理だ。

(事例：20代女性)

パソコン教室の契約をした。約60万円を信販会社のクレジットを利用して契約した。体験講座を受けたら事前説明と違っていたため、解約を申し出たが、「契約後一切変更、解約しない」旨の規約を根拠に拒否された。週2日の通学との説明だったが、4日に変更された、個別授業と言ってもマンツーマンでない、キー操作の初歩から始まるなど、最初の説明と大きく異なり、体験授業を受けたらコース変更も解約も認めない。

(事例：40代男性)

自分(父親)名義の携帯電話を高校3年生の息子に利用させていた。その電話で息子が出会い系サイトを利用したらしい。息子が請求された情報料1100円を支払わなかったところ、違約金を含め4万1100円を支払うように電話があったと言う。息子は興味本位で利用し、すぐに切ったらしい。利用時、「19歳未満利用禁止。情報料の支払いは4日以内に。支払いがなければ4万円の違約金を請求する」との案内が携帯電話の画面に流れたという。電話で請求があったと言うが、全額支払わなければならないか。

(参考5) 消費者契約法の不当条項に関する主な判例

No.	管轄	判決日	事案	結果
1	札幌簡裁	H13.11.29	遅延損害金率を26.28%とした和解契約条項が問題となった事案	9条2号により年利14.6%の支払命令
2	東京地裁	H14.3.25	開催日2月前のパーティーの解約について、他の予約を断った場合には営業保証料として一律一人当たり5229円を請求するとしている契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害を超える部分を無効
3	大阪地裁	H14.7.19	注文翌々日の新古車（登録済未使用車）の売買契約の解約について、自己都合による契約撤回の場合は一律に車体価格の15%を損害賠償金とする契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
4	さいたま地裁	H15.3.26	LPガスのボンベ交換後1年未滿に販売業者を変更した場合、一律に88,000円の違約金を求める契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
5	東大阪簡裁	H15.4.22	ペット売買において生命保証制度に加入しなかった場合の免責条項についての不当性が争われた事案	1条、10条により無効
6	京都地裁	H15.7.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして入学金の一部と授業料の返還命令
7	大阪地裁	H15.10.6	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
8	大阪地裁	H15.10.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
9	大阪簡裁	H15.10.16	契約終了に際して、一律に保証金の一部を差し引いて返還するとの敷引特約の不当性が争われた事案	入居期間の長短にかかわらず一律に保証金を差し引く敷引特約は10条により無効とし、敷金返還を命令。
10	東京地裁	H15.10.23	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し契約法施行前の原告については、授業料も返還の必要なし。
11	大阪地裁	H15.10.27	入学辞退に伴う入学金の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	入学金は「入学資格を得た対価」として返還を認めず。
12	大阪地裁	H15.11.7	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
13	東京地裁	H15.11.10	進学塾の受講契約解約に際して、代金払込後の契約の解除を一切認めない契約条項の不当性が争われた事案	10条により解除制限特約は無効として受講料等の返還を命令
14	京都地裁	H15.11.27	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
15	京都地裁	H15.12.24	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令

No.	管轄	判決日	事案	結果
16	大阪地裁	H15.12.26	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
17	岡山地裁	H16.2.18	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
18	大阪地裁	H16.3.5	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を認めなかった。
19	京都地裁	H16.3.16	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課し、原状回復費用は家賃に含まないとした契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命令
20	東京地裁	H16.3.22	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
21	仙台地裁	H16.3.30	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
22	東京地裁	H16.3.30	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し4月1日以降の入学辞退者については、授業料の返還を認めなかった。
23	大阪高裁	H16.5.19	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令した一審判決を支持
24	東京高裁	H16.5.26	信用保証委託契約に基づき元金に加えて遅延損害金として年利18.25%を請求した事案	9条2号により年利14.6%を超える部分を支払う必要はないとして請求棄却
25	京都地裁	H16.6.11	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課す契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命令
26	東京簡裁	H16.7.5	建物賃貸借契約を解除する場合、解約日の3ヶ月前に解約届を提出しなければならず、違反した場合は賃料と共益費の合計額の6ヶ月分を貸主に保証するかつ一旦支払った礼金や家賃等は一切返還しない旨の契約条項の不当性が争われた事案	10条により本契約条項は無効として敷金等返還を命令
27	千葉地裁	H16.7.28	建築業者が、建物工事請負契約を工事開始前に解除した消費者に対し、「請負代金の20%に相当する額の違約金を支払う」との契約条項に基づき、違約金を請求した事案	「平均的損害」は実際に事業者が生じた費用額を超えないとして、9条1号により平均的損害を超える部分を無効と判断
28	大阪地裁	H16.11.18	進級前の退学に伴う学納金（翌年度の授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして授業料返還を命令
29	大阪高裁	H16.12.17	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課し、原状回復費用は家賃に含まないとした契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命じた一審判決（京都地裁H16.3.16 No.19）を支持し、控訴を棄却した。

## (2) 不当な契約条項

これらの規定の中には、該当する契約条項が具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれうるものや、該当する契約条項の一部についてのみ無効とされるものもある。

こうした「一部無効」とされる契約条項については、無効となる場合があり得る契約条項がそのまま使用されることは適当ではないことや、事業者には、消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することが求められること（消費者契約法第3条）から、差止請求の対象とすべきと考えられる。（参考6、7）

(参考6) 具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれうる契約条項の例

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は 円を限度とする。

事業者の故意又は重大な過失による債務不履行、不法行為があった場合、第8条第1項第2号、4号により無効と判断されるが、事業者の故意又は重大な過失がなければ有効とされている。

(参考7) 契約条項の一部が無効となる例

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。(結婚式場等の契約の例)

実際に使用される日から1年以上前の場合 契約金額の80%

実際に使用するのが1年後であるにもかかわらず、契約金額の80%を解約料として請求する場合には、通常は事業者に生じる平均的損害を超えていると考えられるので、第9条第1号に該当し、平均的損害を超える部分については無効とされている。

#### 【参考条文】

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(事業者及び消費者の努力)

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 (略)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 (略)

### (3) 不当な勧誘行為

消費者契約法の規定の中で不当な勧誘行為を対象としているものは、以下のとおりであり、これらの規定に該当する勧誘行為は差止めの対象とすべきと考えられる。(参考8、9、10)

第4条(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第1項第1号(不実告知)

第2号(断定的判断の提供)

第2項(不利益事実の不告知)

第3項第1号(不退去)

第2号(監禁)

(参考8) 消費者契約法第4条によって取消しが認められる可能性のある具体的な行為の例

第1項第1号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

新聞の折込チラシを見て築5年の中古の一戸建て住宅が気に入ったので、業者から「築5年である」旨の説明を受けて、売買契約を締結した。念のため登記簿で調べてみると、実際には築10年であることが判明した。

「当センターの派遣する家庭教師は東大生です」と勧誘されたが、当該家庭教師が東京大学以外の東京大学の学生であった。

第1項第2号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

証券会社の担当者に電話で勧誘されて、外債を購入した。円高にならないと言われたが、円高になった。

第2項によって取消しが認められる可能性のある行為の例

「医療保障を充実した女性向けの保険」と勧められ定期付終身保険の転換契約をしたが、損な保険に変えられた。元の保険は8年前父が契約したものであり、1500万円になるほか、収入保障と女性特有医療保障が付くと勧められた。契約後、別の保険会社の人に相談したところ、終身保険部分が減額され、予定利率も低いものになったことが分かった。

第3項第1号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

高額な子供用の教材を購入させられた。夜中の12時半まで説明を聞かされ、「子供が寝るので帰ってください」と言っても帰らなかったため仕方なく契約した。

第3項第2号によって取消しが認められる可能性のある行為の例

営業所で13時から24時まで勧誘され、頭がボーっとして帰りたくて契約書にサインをした。帰りたいたったのに帰してくれなかった。普通の状態だったら契約はしなかった。

## (参考9) 不当な勧誘行為に関する相談事例

(事例：40代女性)

電話があつて訪れたセールスマンに補習用学習教材セットを勧められた。「息子が通う中学校で使っている教科書に準拠する教材」「教材メーカーと直結しているのは当社だけ」「注文してから製作するが、今申し込まないと間に合わない」などと説明した。結局、5教科3年分を約175万円で信販会社とクレジット契約したが、メーカーとの直結や教科書準拠の説明が嘘とわかった。

(事例：30代男性)

2カ月にわたり「本当は言えないが、確実にもうかる」などと複数の営業員から執拗な勧誘を受けて、確実にもうかるならと根負けし、「両建」でガソリンの先物取引をした。「売り」の指示や「手仕舞」の指示に従わず、新たな取引を勧めるなどして損がかさんだ。取引中、会社や自宅の電話や携帯電話に、1日に7～8回「私の言うことが信じられないか」などと怒鳴る電話が入ったりするので、取引をやめたい。

(事例：50代男性)

夫が生命保険を転換した。転換前の保険は、60歳払込満了で以後終身年金が受け取れて医療特約も80歳まで付加できるものだった。転換後のものは毎年見直し出来る介護やガンに厚い保険だが、60歳以降は高額な保険料を払わなければ保障がない。老後の保障は前の保険の方がよかったのに、転換を勧められた際、60歳以降の比較説明がなかった。元の契約にもどしたい。

(事例：30代女性)

3カ月前、セールスマンが来訪し、高額な羽毛入り敷ふとんパットを勧めた。「経済的余裕がない」と断ったが、しつこく粘られた。「帰って」と何度も言ったのに、2時間も居座られて恐くなり、精神的にもおかしくなりそうだったので仕方なく約14万円で信販会社のクレジットを利用して購入契約をした。

(事例：70代女性)

「水道水のことから来たから見せて欲しい」と訪問してきたセールスマンが、今年1月につけたばかりの浄水器を見るなり、「これはだめだ。うちは役所の推薦できている」と言った。「要らない」と断っているのに、強引に自社製の浄水器と取り替え、約44万円でクレジット契約した。一人暮らしでどうしてよいか分からず、取り付けられた浄水器を使用し続けているが、やめたい。

(事例：20代女性)

前の月にネックレスの契約をした業者から、パーティーがあると呼び出され、ピアスを勧められた。「買うつもりはない」と言ったのに、「何故か」と問い詰められた。「帰りたい」と言ったが帰してもらえず、涙がこぼれてきたのでトイレへ行った。女性が様子をうかがいにきたので、トイレを出た。結局、長時間にわたる勧誘に疲れ、約90万円の信販会社のクレジットで購入する契約書にサインしてしまった。

(参考10) 消費者契約法の不当な勧誘行為に関する主な判例

No.	管轄	判決日	問題となった勧誘行為	結果
1	川越簡裁	H13.7.18	旅行情報提供サービスの勧誘において、支払方法について、実際には消費者金融機関と被告(消費者)との間の立替払契約であるところ、被告が原告(情報提供サービス事業者)の自社割賦契約を利用し分割支払できるかのような説明を行った。	消費者契約法第4条1項1号(不実告知)により取消。
2	神戸簡裁	H14.3.12	俳優等養成所を経営する被告は、歌手コースの受講者に対して当初3ヶ月は演技コースを受講し、後に歌手コースに進むことを求めているが、原告への勧誘に際しては、その点を十分に説明せず演技コースの月謝額13,650円だけを告げ、4ヶ月目以降歌手コースの講座が始まると月謝額が15,750円に値上げされることを告知しなかった。原告は入所時にそれを初めて知った。	月謝の値上げについて同法第4条2項(不利益事実の不告知)により取消。
3	京都簡裁	H14.10.30	仲裁センター発行のパンフレットに記載された絵によって、当事者双方と仲裁人の三者が同席して仲裁手続きが行われるものと誤認して、仲裁の申立てを行った。	問題となった絵は誤認を生じさせるものではないとして、同法第4条1項1号(不実告知)による取消しを認めず。
4	東京簡裁	H15.5.14	絵画販売業者が、被告に対し絵画売買契約及びそれに伴う立替金契約の勧誘を行った際、家出中で定職を持たず、絵画にも興味が無いことを再三伝えたにも関わらず、契約書への記入を求め、被告は記入しなければ帰してもらえない気がして、署名押印した。	同法第4条3項2号(退去妨害)により取消。
5	神戸地裁	H15.10.24	易学講座受講契約の勧誘の際、原告が席を立とうとしたにもかかわらず、「ちょっと待ちなさい」「貴女のために時間を取っているのだから、勉強しなさい」などの発言を繰り返した。また、被告は原告に対し改名等をすれば必ず運勢や将来の生活状態が好転するかのような説明を行った。	同法4条1項2号(断定的判断の提供)及び4条3項2号(監禁)により取消しが認められた。しかし、控訴審判決(大阪高裁H16.7.30)では同法による取消が認められず、公序良俗に反し無効とされた。
6	大阪簡裁	H16.1.9	パソコン内職をすれば月々5万円以上の収入になると言われ、教材を購入したが、その収入が稼げなかった。また、クレジット会社に既払い金の返還を求めた。	同法第4条2項(不利益事実の不告知)により取消。クレジット会社に対し代金の返還を命じた。
7	大分簡裁	H16.2.19	訪問販売で販売会社の担当者2名で原告の家屋を訪れ、既に原告家屋の床下に床下換気装置があるのに「(他社の床下換気装置は)古いから機能しない」「(床下の木材に)かびがある」等と申し向けたうえで、長時間(昼食時をはずして約7時間程度)に亘って契約の締結を迫ったすえ、原告がやむなく契約を締結した。	同法第4条3項1号(不退去)により取消。
8	大阪高裁	H16.4.22	宝飾品小売店において、「他店で購入すれば値札表示(約40万円)程度の価格になる」と勧誘されたため、ダイヤモンドリング1個を29万円程度で購入した。ところが、そのダイヤモンドリングの一般的な小売価格は、せいぜい約12万円程度であった。	一般的な小売価格は「重要事項」にあたるとして、同法第4条1項1号(不実告知)により取消。
9	神戸簡裁	H16.6.25	「電話回線がアナログからデジタルに変わるため、今までの電話が使えなくなる。この機械を取り付ければこれまでの電話が使え、電話代が安くなる」と取引店から勧められたため、リース業者との間で通信機器のリース契約を締結した事案。	取扱店による不実告知はリース業者の不実告知と評価できるとして、同法第4条1項1号(不実告知)により取消。

#### (4) その他

消費者契約法は、消費者契約全般に広く適用される一般的民事ルールとしての性格を有するが、この他にも民法などにおいて消費者契約に広く適用され、消費者の利益の保護につながる規定が考えられる。(参考 11、12)

一方、これらの規定は、必ずしも消費者の利益を保護する観点だけから規定されたものではなく、契約一般に適用されるものである。これらの規定を差止めの対象とするかを検討するに当たっては、消費者契約法との関係や、規定(要件)の具体性・明確性を踏まえ、個別にその必要性を慎重に検討する必要があるのではないか。

(参考 11) 消費者契約法と民法・商法の関係

消費者契約法第 11 条は、消費者契約法が民法および商法に加えて、消費者契約の特性にかんがみ消費者契約の取消しを認めたり、消費者契約の条項の効力を否定したりする新たな制度を導入するものであり、消費者契約法に特段の定めがない事項については、民法および商法の規定が適用されることを明らかにしている。

(参考：「逐条解説 消費者契約法」より抜粋)

(参考 12) 消費者契約法と民法第 96 条（詐欺・強迫）との関係

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差が消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）のトラブルの背景になっていることが少なくないことを前提として、消費者契約の締結に係る意思表示の取消しについては、民法の詐欺、強迫が成立するための厳格な要件を緩和するとともに、抽象的な要件を具体化・明確化したものである。

これによって消費者の立証負担を軽くし、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて締結した契約から離脱することを容易にすることが可能となる。

(参考：「逐条解説 消費者契約法」より抜粋)

## 【参考条文】

消費者契約法（平成12年法律第61号）

（解釈規定）

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治29年法律第89号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（他の法律の適用）

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 （略）

民法（明治29年法律第89号）

第九十六条 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

2 或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事実ヲ知リタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得

3 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第161回国会（臨時会）にて「民法の一部を改正する法律案（第17号）」が成立し、平成16年12月1日公布された。

なお、施行は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

（詐欺又は強迫）

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

## 2. 具体的に差止請求の対象とすべき行為等

### (1) 基本的考え方

本検討委員会で検討している消費者団体訴訟制度は、「一定の消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める」制度である。(参考13)

したがって、事業者のいかなる行為について差止めを認めるべきかを検討するにあたっては、消費者全体に対して影響を及ぼす可能性があるかどうかを考慮する必要があるのではないかと。

(参考13)「消費者団体訴訟制度の骨格について」(抄)

#### 第1 消費者団体訴訟制度の必要性

### 3. 消費者団体に差止請求権を認める必要性

こうしたことを踏まえると、現行制度は、事業者の不当な行為を抑止していく上で十分とはいえないと考えられる。このため、一定の消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める必要がある。

(2) 差止めを認めるべき具体的ケース

差止めを認めるべき具体的ケース

例えば、以下のような事例については、事業者の行為が、消費者全体に対して影響を及ぼす可能性があり、差止めを認める必要があるのではないかと。(参考 14)

(不当な契約条項)

- ・事業者が不当な契約条項を含む契約書をあらかじめ用意しており、実際の契約締結に際しても、多数の消費者との間でその契約書を用いているような場合

(不当な勧誘行為)

- ・事業者が、契約の締結についての勧誘にあたる社員等に対して不当な勧誘行為を行わせるようなマニュアルを作成しており、それに基づいて実際に不当な勧誘行為が行われているような場合
- ・事業者が消費者に契約の締結を勧誘する際に用いるパンフレット等において事実と異なるような文言が記載されており、実際に、事業者がこれらのパンフレット等を用いて勧誘行為を行っているような場合
- ・契約の締結についての勧誘にあたる社員等によって、同じような勧誘文言により多数の消費者に対して不当な勧誘行為が行われている事実があるにもかかわらず、事業者がこれらの不当な勧誘行為を防止するための適切な措置を怠っているような場合

## 差止めを認める必要がない具体的ケース

逆に、以下のような事例については、事業者の行為が、消費者全体に対して影響を及ぼす可能性があるとはいえず、差止めを認める必要はないのではないか。(参考 14)

### (不当な契約条項)

- ・ 不当な契約条項を含む契約書が使用された事実はあるものの、事業者と特定の消費者との間の契約に用いらただけで、他の消費者に対しては、その契約書が用いられていないような場合
- ・ 事業者が不当な契約条項を含む契約書をあらかじめ用意し、これを使用していたが、不当な契約条項を削除した新たな契約書に切り替え、従前の契約書は使用しなくなったような場合

### (不当な勧誘行為)

- ・ 契約の締結についての勧誘にあたる社員等によって不当な勧誘行為がなされた事実が存在するものの、組織的に行われたとは認められないような場合
- ・ 契約の締結についての勧誘にあたる社員等によって不当な勧誘行為が消費者に対して行われた事実が存在するものの、事業者によって不当な勧誘行為を防止するための適切な措置がとられたような場合
- ・ 契約の締結についての勧誘にあたる社員等によって不当な勧誘行為が消費者に対して行われた事実が存在するものの、現在は不当な勧誘行為が行われておらず、不当な勧誘行為が行われなくなってから相当の期間が経過しているような場合

(参考14)

### 差止請求権が法律上明記されている例

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)  
(差止請求)

第二十四条 第八条第一項第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

不正競争防止法(平成5年法律第47号)  
(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

特許法(昭和34年法律第121号)  
(差止請求権)

第一百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第一百零二条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

実用新案法(昭和34年法律第123号)  
(差止請求権)

第二十七条 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者(以下「侵害者等」という。)に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(プログラム等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。))を含む。以下同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

商標法（昭和34年法律第127号）

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

著作権法（昭和45年法律第48号）

（差止請求権）

第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

商法（明治32年法律第48号）

第二百七十二條 取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ノ為取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）

（共同の利益に反する行為の停止等の請求）

第五十七条 区分所有者が第六条第一項に規定する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、区分所有者の共同の利益のため、その行為を停止し、その行為の結果を除去し、又はその行為を予防するため必要な措置を執ることを請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき訴訟を提起するには、集会の決議によらなければならない。

3・4 （略）

（区分所有者の権利義務等）

第六条 区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2・3 （略）

## いわゆる「推奨行為」について

事業者団体や事業者と密接な関係にある者等が、事業者に対して、不当な契約条項を含む契約書を、当該事業者が消費者との間で締結する契約において用いるよう推薦したり、提案したりするような場合がある。このような事業者団体等による、いわゆる「推奨行為」をどのように考えるべきか。(参考 15)

### (差止めの対象とする考え方)

- ・事業者団体等によって「推奨」された契約書の中に不当な契約条項が含まれていれば、事業者が不当な契約条項を含む契約を消費者との間で締結する可能性が高い。

### (慎重に検討すべきとする考え方)

- ・事業者団体等によって「推奨」がなされたからといって、個々の消費者に何らかの効果が生じるわけではなく、消費者全体に対して直ちに影響を及ぼすものとはいえない。
- ・事業者団体等のいかなる行為をもって、差止めの対象となる「推奨行為」とするか、概念の明確化が困難。
- ・事業者が不当な契約条項を実際に使用する段階で差止請求することが可能。

(参考 15) 海外の消費者団体訴訟制度における推奨行為の取扱い

「消費者契約における不公正条項に関する指令(93年EC指令)」

第7条

- 1 加盟国は、消費者および競争者の利益のために、消費者と売主または提供者との間で締結された契約において、不公正な条項が継続して使用されることを阻止するための適切かつ効果的な手段の存在を保障しなければならない。
- 2 第1項にいう手段には、国内法上、消費者保護について正当な利益を有する人または団体が、関連する国内法の定めるところに従って、裁判所または権限のある行政庁において、一般的に使用するために起草された契約条項が不公正であるか否かの判定を求めることができる旨の規定が含まれていなければならない。これによって、それらの人または団体は、そのような条項の継続的な使用を阻止するための適切かつ効果的な手段を用いることが可能となる。
- 3 第2項にいう法的救済措置は、国内法を十分に配慮した上で、同一の普通契約約款もしくは類似の条項を使用する同一の経済分野に属する多数の売主もしくは提供者、またはその使用を推奨するそれらの者の同業団体を相手として、個別にまたは一括して提起することができる。

ドイツ「差止訴訟法」

第1章 消費者法その他の違反の際の請求権

第1条 普通取引約款の際の不作為及び撤回請求権

普通取引約款中に、民法第307条ないし309条により無効である条項を使用し、又は法律行為による取引のために推奨する者に対しては、不作為を、推奨の場合には撤回をも請求することができる。

フランス「消費法典」

第2節 不正行為差止訴権

L421-6条 第421-1条に定める団体、および、消費者利益の保護を目的とする差止請求に関するヨーロッパ議会および委員会の指令(98/27/EC)第4条の適用によってEC官報に掲載されたリストに正当に登録された団体は、民事裁判所において、同指令第1条に掲げられた指令を国内法化した規定に関するあらゆる不正行為の中止ないしは禁止を請求することができる。

判事はこの権限によって、必要な場合には罰金強制のもとに、消費者に提示され又は予定されたあらゆる契約ないし標準契約において違法または濫用的な条項の削除を命令できる。

イギリス「1999年不公正条項規則」

(不公正条項の継続的使用を防止するための差止め)

第12条 長官及び第2項の条件を充たした適格者は、消費者と締結される契約における一般的使用のために作成された不公正な条項につき、それを使用し又はその使用を推奨していると考えられる者に対する差止命令(仮差止命令を含む)の申立てを行うことができる。

### (3) 差止めを認めるべき相手方

(代理人や受託者等)

事業者が、代理人や受託者等を通じて、消費者に対して契約の締結についての勧誘をしたり、消費者との間で契約を締結したりする場合がある。このような場合において、誰を差止めの相手方(被告)とすべきか。(参考16)

ア．不当な契約条項の使用

代理人や受託者等が契約締結に関わっていても、契約を締結する主体はあくまで事業者であることから、事業者を差止めの相手方とすることで足りるのではないか。

イ．不当な勧誘行為

契約主体である事業者だけでなく、実際の勧誘行為を行う代理人や受託者等についても、差止めの相手方とする必要はないか。

また、事業者に対して、代理人や受託者等の不当勧誘行為を防止するための必要な措置を求めることを認める必要はないか。

(参考 16) 受託者等について

第三者が契約締結に介在するケースについても、その第三者の不適切な勧誘行為に影響されて消費者が自らの意に沿わない契約を締結させられることがある。この場合、契約の成立についての合意の瑕疵によって消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くものであるため、消費者は当該契約の効力を否定することができるとするのが適当であると考えられた。

そこで、消費者契約法第5条では、消費者契約の実態を踏まえ、事業者が第三者に対して消費者契約の締結の媒介（消費者に勧誘をすることを含む）を委託し、当該委託を受けた第三者（受託者）が、消費者に対して第4条第1項から第3項までに掲げる行為をした場合についても、第4条の規定を準用することとしている。

なお、媒介とは、他人間との間に法律行為が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することをいう。

(参考：「逐条解説 消費者契約法」より抜粋)

(媒介契約の具体的事例)

生命保険募集

生命保険会社が、消費者に対して保険契約の締結の媒介を行う「保険募集行為」(保険契約の締結に至るまでの勧誘行為も含む)の委託、すなわち「保険募集の委託」をする場合。当該委託を受ける者は、生命保険会社との間で委託契約を締結している者であり、いわゆる代理店や、営業職員の一部がこれに該当する。

携帯電話サービス契約

携帯電話事業者が、携帯電話販売会社に対して、携帯電話機器を販売するとともに、消費者との携帯電話サービス契約の締結について業務委託(勧誘を含む媒介を委託する契約を締結すること)をし、業務委託を受けた携帯電話販売会社がさらに他の携帯電話販売会社に対して、携帯電話機器を販売するとともに消費者との携帯電話サービス契約の締結について業務委託をし、その業務委託を受けた者が、消費者に対して携帯電話機器を販売する際に、携帯電話サービス契約の締結について勧誘を含む媒介をする場合。

## 【参考条文】

消費者契約法（平成12年法律第61号）

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。次項において「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 （略）

#### (4) その他

##### (いわゆる認可約款)

我が国では、個別法令により、特定の業を営む事業者が使用する約款につき、行政庁の認可を得ることを義務づける等の規制がなされている例がある。(参考17)

このような行政庁の認可は、経済的優位にある事業者がその地位を不当に利用することを抑制し、強行法規違反、公益違反が生じるのをあらかじめ排除し、その合理性並びに正当性にある程度の保障を与え、これによって取引の相手方である微力な一般大衆を保護するための国家的監督の一方法とされる。(参考18)

もっとも、行政庁の認可は約款の効力を最終的に決定するものではなく、有効か無効かの判断については、裁判所の司法的判断に服するものとされている。また、消費者契約法の適用に当たっても、認可を得た約款は対象から除外されていない。(参考19、20)

このような規制がなされている約款の使用については、約款に対する認可制度等の役割に鑑み、差止対象から除外すべきとの考え方もあり得る。

一方、認可を得た約款であっても裁判所の司法的判断に服することなどを踏まえれば、特段、差止対象から除外する必要はないとの考え方もあり得る。

(参考 17) 使用する約款につき行政庁の認可を必要とする例

郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号)

(郵便約款)

第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件 (料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。) について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要 (特定規模需要を除く。) に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ~ 8 (略)

ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号)

(供給約款等)

第十七条 一般ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ~ 8 (略)

道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)

(運送約款)

第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2・3 (略)

旅行業法（昭和27年法律第239号）

（旅行業約款）

第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

保険業法（平成7年法律第105号）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2～6 （略）

（免許申請手続）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 資本の額又は基金の総額
- 三～五 （略）

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 事業方法書
- 三 普通保険約款
- 四 保険料及び責任準備金の算出方法書

3・4 （略）

(参考 18) 約款に対する行政庁の認可について

「通説は、認可は経済的優位にある 会社がその地位を不当に利用することを抑制し、強行法規違反、公益違反が生じるのをあらかじめ排除し、その合理性並びに正当性にある程度の保障を与え、これによって取引の相手方である微力な一般大衆を保護するための国家的監督の一方法にとどまり、認可を欠く約款も私法上の効力を否定されない、と解している。」

(参考：石原全「約款法の基礎理論」(有斐閣)より抜粋)

(参考 19) 認可約款を訴訟において争った主な事例

昭和42年6月12日 大阪地方裁判所

国内航空運送約款において、乗客の死傷事故による運送人の損害賠償額を百万円に限定することは、公序良俗に反し許されないとした事例。

本件運送契約が主務大臣の認可を受けたものであることは前示のとおりであるが、右認可は、元来、約款に対する行政的監督たるに止まるものであり(認可は必ずしも約款の有効要件をなすものではない)その効力を最終的に決定するものでないのであるから、右の如く認可がなされていたにしてもそのことから直ちに前記責任制限条項が有効であると云い得ないことは勿論である。

昭和50年5月12日 熊本地方裁判所

認可のあつた約款の内容は一応適法性ないし合理性が推定されるが、右認可は、行政的監督であって補充的なものに過ぎず、したがって、右約款の内容が保険契約者、被保険者、保険金受取人の利益保護の見地から不合理である場合には、司法的判断によって、右約款を合理的に解釈し、もし、解釈の限度を超えるほど不合理であれば、その拘束力は否定されたとした上で、保険金の支払場所を本社とする約款の規定は、保険金の原則的支払場所を例示したに過ぎず、保険金受取人の住所が会社の支社の所在地にある場合には、その支社も保険金支払場所とする慣行が成立しているとした事例。

(参考 20)

「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」  
（国民生活審議会消費者政策部会中間報告 平成 10 年 1 月）

## 第 5 消費者契約法と既存の法律との関係

### 3 行政規制との関係

例えば約款については、許可制・届出制などの行政規制が行われている場合が少なくないが、これはあくまでも事業者の行為規制を目的とする行政規制であり、私人間の権利・義務関係を規律する一般私法である消費者契約法には関係がない。したがって、当該約款を用いた契約の内容についての不当性の判断は、行政規制による判断とは別個に、消費者契約法に基づいて行われるものであり、約款が行政規制の基準を満たしていることを理由に、当該契約を消費者契約法の適用対象から除外することにはならない。